

原発事故当時、すでに婚約しており、旧警戒区域（浪江町）で同居していた夫婦（原発事故後婚姻）と子について、

1. 夫が、平成23年4月から同年8月までの間、原発事故直後に退職した勤務先に再就職し、単身で、避難先を転々としながら県外の勤務地等で働いていたことを考慮し、東京電力に対する直接請求で就労不能損害の算定から控除されていた上記期間の中間収入相当額につき、賠償が認められた事例。

2. 平成24年7月に生まれた子に対しても、精神的損害が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号（以下「本件」という。）について、申立人X1、X2及びX3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 損害項目

#### 1 申立人X1

#### ア 避難費用

① 避難交通費 12万7000円

（期間 自平成23年3月11日  
至平成24年6月15日）

② 生活費増加費用（親族間交通費等） 20万1000円

（期間 自平成23年3月11日  
至平成24年6月15日）

③ 生活費増加費用（家財購入費、被服費及び日用品費）世帯分 88万0000円

（期間 自平成23年3月11日  
至平成25年5月31日）

④ 家財道具移動費用 12万0000円

（期間 自平成23年10月4日  
至平成24年6月14日）

⑤ 避難帰宅等にかかる費用相当額 49万9000円

（期間 自平成24年3月1日  
至平成26年5月31日）

#### イ 一時立入費用（交通費）

（平成24年11月25日付け） 3万8000円

ウ 精神的損害（日常生活阻害慰謝料） 318万0000円

（期間 自平成23年3月11日  
至平成26年5月31日）

エ 就労に関する損害

① 就労不能損害 939万6525円  
(期間 自平成23年3月11日  
至平成26年2月28日)

② 就労関連交通費 19万8000円  
(期間 自平成23年3月11日  
至平成24年6月15日)

オ 財物損害(家財)世帯分 445万0000円

2 申立人X2

ア 精神的損害(日常生活阻害慰謝料) 288万0000円  
(期間 自平成23年3月11日  
至平成26年5月31日)

イ 避難費用(避難帰宅等にかかる費用相当額) 43万7000円  
(期間 自平成24年6月1日  
至平成26年5月31日)

3 申立人X3

ア 精神的損害(日常生活阻害慰謝料) 230万0000円  
(期間 自平成24年7月31日  
至平成26年5月31日)

イ 避難費用(避難帰宅等にかかる費用相当額) 43万7000円  
(期間 自平成24年7月31日  
至平成26年5月31日)

4 本件和解仲介に関する弁護士費用 75万4306円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目についての和解金として、金2589万7831円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。
- 3 第1項1ア⑤、ウ及びエ、同2並びに同3記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書2通を作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印のうえ、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ

れ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力  
損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年2月21日

(仲介委員 中野剛史)